

国際教養大学副学長の選考等に関する規程

平成 17 年 2 月 18 日
大学経営会議決定
規程第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大学学則第 15 条の規定に基づき、国際教養大学副学長の選考の方法、任期及び年俸に関し必要な事項を定めるものとする。

(副学長等の設置)

第 2 条 学長は、国際教養大学に副学長を置こうとするときは、大学経営会議の議を経なければならない。

(選考の時期)

第 3 条 副学長の選考は、次の場合に行う。

- (1) 前条の規定に基づき、副学長を置くとき。
- (2) 副学長等の任期が満了するとき。
- (3) 副学長等が辞任を申し出たとき。
- (4) 副学長等が欠員となったとき。

2 副学長候補者の選考は、原則として、前項第 2 号の場合においては任期満了の 1 月以前に、同項第 3 号又は第 4 号の場合においては速やかに行う。

(選考の方法)

第 4 条 副学長は、学長が候補者を選考し、大学経営会議の議を経て学長が任命する。

(任期)

第 5 条 副学長の任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。

2 第 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事由により選出された者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(年俸)

第 6 条 副学長の年俸は、1, 100 万円以上 1, 500 万円以下とする。

2 任期中の年俸は、当初決定した額による定額とする。

(委任)

第 7 条 この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 2 月 18 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定にかかわらず、開学後最初の副学長は、学長が任命する。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。